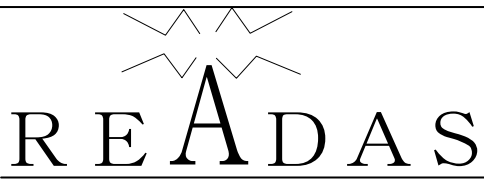


第 4869 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 5日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 従業員が起こした事故の慰謝料

Q：従業員が起こした自動車事故の慰謝料を会社で負担しようかと思っていますが、源泉徴収の対象になりますか？

A：事故の内容によります。

【解説】

会社が、従業員の起こした交通事故などに基因する治療費や慰謝料（損害賠償金等）を負担する場合に、従業員の受ける経済的利益は、その事故が業務上のものかどうか、従業員に故意又は過失がなかったかによって次のように取扱いが定められています。

①業務遂行上の事故の場合

損害賠償金等の支払の基因となった事故が、会社の業務の遂行に関連する事故であり、かつ、その事故を起こした従業員に故意又は重過失がないときは、その事故を起こした従業員が受ける経済的利益はないものとされています。したがって、この場合には所得税の源泉徴収の問題は発生しません。

②業務遂行上以外の事故の場合

従業員が起こした事故が、会社の業務と関係ないものであるときや、その事故を起こした従業員の故意又は重過失によるものであるときは、会社が負担する損害賠償金等は、その事故を起こした従業員に対する給与とされます。したがってこの場合には、源泉徴収が必要になります。ただし、従業員の支払能力等からみて、その従業員に損害賠償能力がなく、会社がやむを得ず負担したと認められる場合には、この限りではありません。

